

京都市中小企業デジタル化・DX推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、デジタル技術を活用し、持続可能な経営に向けた生産性の向上のために行うデジタル化や、新たなビジネスモデルを創出するDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組む京都市内の中小企業等を支援する「京都市中小企業デジタル化・DX推進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業等」とは、別表1に掲げる法人又は個人とする。

(支援内容)

第3条 支援内容は、専門家の派遣及び補助金の交付とする。

2 本事業の支援区分は次の各号のとおりとする。

(1) デジタル化枠

デジタル化を推進する中小企業等に対する支援

(2) DX枠

デジタル化に取り組んでおり、さらに業務・組織を変革するDXに向けて、DX推進計画を策定している中小企業等に対する支援

(対象者)

第4条 本事業における対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 京都市内に主たる事業所又は事業拠点を有する中小企業等

(2) 主たる事務所を京都市内に設けている中小企業等で構成する団体

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は、本事業の対象としない。

(1) 令和6年2月27日現在において、開業又は設立後1年未満の者

(2) 次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等

(3) 国又は地方公共団体から出資等を受けている者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）

- (5) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (6) 市町村税を滞納している者
- (7) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
- (8) 前条に定める「デジタル化枠」に申請した者のうち、令和2年度京都市予算「中小企業等IT利活用支援事業」、又は令和3～5年度京都市予算「中小企業デジタル化推進事業」において補助金の交付を受けた者
- (9) 前各号に規定するもののほか、市長が不相当であると認める者

(支援の申請)

第5条 本事業による支援を受けようとする者は、中小企業デジタル化・DX推進事業支援申請書(デジタル化枠にあたっては第1号様式、DX枠にあたっては第2号様式。以下「支援申請書」という。)及び次に掲げる書類によって、別に定める期間に申請するものとする。

- (1) 対象者の事業内容がわかるもの(定款、規則、会則、会社パンフレット等)
- (2) 法人等については直近1期分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書)、個人事業者については直近1期分の確定申告書(写し)
- (3) 法人登記事項証明書(発行後3ヵ月以内のもの)(写し)【法人のみ】
- (4) 個人事業の開業・廃業等届出書(税務署受領済の控え)(写し)【個人のみ】
- (5) 直近年度分の京都市民税、固定資産税(土地・建物のみ)及び都市計画税の市税に関する納税証明書(発行後3ヵ月以内のもの)(写し)
※令和6年1月1日時点において住所が京都市外の場合、他市町村の発行する納税証明書。(写し)
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(支援の決定)

第6条 市長は、前条に規定する支援申請書の受付期間終了後から、40日以内に、内容を審査のうえ、採択、不採択又は次点候補者を決定するものとする。

- 2 採択、不採択又は次点候補者を決定したときは、審査結果通知書(第3号様式)により通知する。
- 3 採択を決定した者から辞退等が発生した場合、次点候補者を繰り上げて採択することとする。その場合は採択通知書(第4号様式)を令和6年7月31日までに通知する。

(専門家の派遣)

第7条 市長は、別に定める専門家派遣実施要領に基づき、専門家を派遣する。

(補助対象期間)

第8条 補助金の交付の対象となる期間は、第13条第2項に規定する交付決定通知日から令和7年2月14日までとする。

(補助率及び補助金の額)

第9条 第6条第1項及び第3項に規定する支援の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が申請する補助金交付額の上限は、デジタル化枠は100万円(補助率3分の2以内)、DX枠は200万円(補助率2分の1以内)とする。

(補助対象事業の内容)

第10条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、支援申請書に記載された内容をもとに、専門家派遣を通じて経営課題や業務課題を整理し、デジタル化計画又はDX推進計画(意見書に記載された内容)を実施するために行う次の各号に掲げる事業とする。

- (1) デジタル技術を活用した基幹システムの構築
- (2) デジタル技術を活用した新たなシステムの構築
- (3) 販路の拡大を目的としたWEBサイト・ECサイトの構築及びコンテンツの作成
- (4) 業務改善を目的としたPOSレジシステム等の導入
- (5) 前号までに掲げるもののほか、デジタル化・DXに資する事業で、市長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としないものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 京都市以外の場所で行う事業
- (2) テレワークの導入及び利用促進のために行う事業
- (3) 事業効果に継続性が欠けると認められる事業
- (4) 当該補助対象期間外に発注・納品、及び支払いが完了した事業

(補助対象経費)

第11条 補助対象経費は、デジタル化・DXに資するもので、別表2に掲げる経費とする。

(交付の申請)

第12条 補助事業者で、条例第9条の規定による申請は、中小企業デジタル化・DX推進事業補助金交付申請書(デジタル化枠にあたっては第5号様式、DX枠にあたっては第6号様式。以下「交付申請書」という。)に当該派遣に係る専門家からの意見書(第7号様式)及び次に掲げる書類を添えて、令和6年8月30日までに申請するものとする。

ただし、繰り上げて採択された場合は、本市が定める日までに申請するものとする。

- (1) 専門家が作成する、取組内容の全容がわかる構成図等
- (2) 見積書等、経費のわかる書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第13条 市長は条例第9条による申請があった場合は、内容を審査のうえ、20日以内に条例第10条各項の決定をする。

2 市長は補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、条例第12条の規定に基づき中小企業デジタル化・DX推進事業補助金交付決定通知書(第8号様式)又は中小企業デジ

タル化・DX推進事業不交付決定通知書（第9号様式）により、通知する。

（申請の取下げ）

第14条 条例第13条の規定による申請の取下げは、前条の規定による交付決定通知書を受領した日から起算して30日以内に行わなければならない。

（変更等の承認の申請）

第15条 補助事業者が条例第11条第1項第1号及び第2号の規定に基づく補助事業の内容又は経費配分の変更等に係る市長の承認申請を行う場合は、中小企業デジタル化・DX推進事業補助金変更等（変更・中止・廃止）承認申請書（第10号様式）によって行う。

2 条例第11条第1項第1号に規定するあらかじめ市長の承認を受ける必要がない軽微な変更は、次のいずれにも該当する場合とする。

（1）補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの

（2）補助金額の変更が3分の1以内の減額であるもの

3 市長は、前項に規定する変更等の申請があったときは、内容を精査のうえ、その承認又は不承認を決定し、中小企業デジタル化・DX推進事業補助金変更等承認（不承認）通知書（第11号様式）により、補助事業者に通知する。

（補助事業遂行の義務）

第16条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

2 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長からの求めに対し、速やかに遂行状況報告書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第17条 条例第18条の規定による実績報告は、事業の完了日から起算して14日を経過した日、又は令和7年2月20日のいずれか早い日までに、中小企業デジタル化・DX推進事業補助金実績報告書（デジタル化枠にあたっては第12号様式、DX枠にあたっては第13号様式。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）事業を着手したことが確認できる書類（発注書、契約書等）の写し

（2）経費の支払いを確認できる書類（請求書、領収書、振込書等）の写し

（3）事業の実施内容及び成果物を確認できる書類・写真等

（4）その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第18条 市長は、前条による報告を受け、条例第19条の規定により、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定したときは、中小企業デジタル化・DX推進事業補助金の額の確定通知書（第14号様式）により通知する。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずることとする。

- 3 前項による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から30日以内とし、期限内に納付がなされない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の概算払)

第19条 補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、概算払請求書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

なお、概算払の請求額は、第13条第2項に規定する交付決定金額の半額とし、残りの金額は事業終了後に請求するものとする。

(補助金の支払)

第20条 補助金の支払は、前条で規定する概算払を除き、補助金の額を確定した後に、補助事業者に対して支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、市長の指定する日までに請求書(第16号様式)により、市長に補助金の支払請求を行うものとする。

(財産の管理等)

第21条 補助事業者は、本事業による取得財産等について、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、市長が定める期間は処分してはならない。また、市長が定める期間を経過する前に取得財産等を処分することにより収入があったときは、市長に書面で報告し、市長の請求に応じその収入の一部を市長に納付しなければならない。

(財産の処分制限)

第22条 前条第2項に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)及び補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年8月5日通商産業省告示第360号)に準じるものとする。

- 2 補助金の交付を受けた者が、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、取得財産等処分承認申請書(第17号様式)を市長へ提出し、承認を得なければならない。

(交付決定の取消及び返還)

第23条 市長は、補助事業者が第4条2項又は条例第22条1項各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

2 条例第22条第1項にかかわらず、市長は、補助事業者において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、交付予定額若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱又はこれに基づく交付条件若しくは指示に違反したとき
- (2) この要綱に基づいて提出された書類に虚偽の記載があったとき

- (3) 補助金を使用せず、又は補助金の交付の目的に反して使用したとき
- (4) その他不正があったとき
- (5) 廃業、解散、破産等事業の継続が不可能となったとき

(立入検査等)

第24条 市長は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(その他必要な条項)

第25条 この要綱に規定するもののほか、事業の実施に関し必要な事項は産業観光局長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年2月16日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

業種・組織形態	対象者
①製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主
③サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主
④小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人事業主
⑤ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 900 人以下の会社及び個人事業主
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 200 人以下の会社及び個人事業主
⑧その他の業種(上記以外)	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
⑨組合、連合会	中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項第 6 号から第 8 号に規定される組合及び連合会
⑩医療法人、社会福祉法人、学校法人	常時使用する従業員の数が 100 人以下の者
⑪社団法人(一般・公益)	直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が中小企業者であり、かつ、上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑫財団法人(一般・公益)	上記①～⑧の業種区分に基づき、主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種区分に基づき、主たる業種に記載の従業員規模以下の者

別表2（第11条関係）

経費区分	内容
委託費	基幹システム導入・開発費、ECサイト作成費、HPコンテンツ作成費、機器等の導入に伴う指導・設定費等
ハードウェア購入費	本事業を実施するために必要とするPC、タブレット、基幹システム用サーバー、NAS（ネットワークHDD）及びPOSレジシステム等
ソフトウェア購入費	財務会計ソフト、受発注ソフト、CADソフト等
賃借料	機器リース料、レンタル料等
使用料	ソフトウェア利用に係るライセンス使用料等

- ※1 委託費のうち機器等の導入に伴う指導・設定費に係る補助対象経費の総額は、税抜価格上限10万円まで
- ※2 ハードウェア購入費の補助対象経費の総額は、デジタル化枠においては全体の補助対象経費の1/2以内、DX枠においては全体の補助対象経費の1/4以内に収めること
- ※3 ハードウェア購入費の補助対象経費は1個あたり税抜価格1万円以上に限る
- ※4 ハードウェア購入費のうちPC、タブレット、周辺機器等の補助対象経費は1台あたり税抜価格上限15万円まで

第1号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

（宛先）京 都 市 長

〒

所 在 地

名 称

代 表 者 役職名

氏 名

電 話

中小企業デジタル化・DX推進事業支援申請書（デジタル化枠）

京都市中小企業デジタル化・DX推進事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者の概要

業 種		創 業 年 月	
資 本 金		従 業 員 数	名（内正社員 名）
所 属 組 合			
事業実施場所 及び担当者	〒 ※事業実施場所は京都市内に限ります。		
	担当者役職・氏名		TEL : E-Mail :
業 務 内 容			
主要取扱品・ サービス	(%)	(%)	(%)
	(%)	(%)	(%)
年 間 売 上 高	千円 (年 月 ~ 年 月)		
U R L			

2 デジタル化計画

	(1) デジタル化推進事業テーマ（本事業でやりたいことを簡潔に表現する）
全 体 計 画	(2) 自社の経営環境とデジタル化との現状
	①自社の経営環境と経営課題
	②自社のデジタル化の現状と問題点
	(3) デジタル化計画の状況
	①計画着手の状況（いずれかにチェック） <input type="checkbox"/> 専門家と一緒にデジタル化計画を立案したい。 <input type="checkbox"/> 進行中のデジタル化計画を専門家によってブラッシュアップしたい。
	②計画の進捗状況、及び本事業で専門家に助言してもらいたい内容
	(4) 課題の解決に向けたデジタル化計画の内容

	(5) 本事業実施における想定経費
	_____ 円
	(6) デジタル化を実施（達成）した姿、目標値、期待する効果
(7) 課題解決に向けた今後のプランの内容が決まっていれば、該当事項にチェックしてください。（複数回答可）	
① 基幹システムの構築	
<input type="checkbox"/> 顧客対応、生産管理の基幹システムの構築 <input type="checkbox"/> 決済、債権管理の基幹システムの構築 <input type="checkbox"/> 資材や物品等の調達・供給・在庫・物流管理に係るシステムの構築 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
② 販路の拡大	
<input type="checkbox"/> ECサイトの構築 <input type="checkbox"/> 動画を掲載したWEBサイトの構築 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
③その他	
<input type="checkbox"/> POSレジシステムの導入 <input type="checkbox"/> オンラインによる取引サービスシステムの構築 <input type="checkbox"/> VRを活用したシステムの構築 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	

3 添付書類

- (1) 対象者の事業内容がわかるもの（定款、規則、会則、会社パンフレット等）
- (2) 法人等については直近1期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）、個人事業者については直近1期分の確定申告書（写し）
- (3) 法人登記事項証明書（発行後3ヵ月以内のもの）（写し）【法人のみ】
- (4) 個人事業の開業・廃業等届出書（税務署受領済の控え）（写し）【個人のみ】
- (5) 直近年度分の京都市民税、固定資産税（土地・建物のみ）及び都市計画税の市税に関する納税証明書（発行後3ヵ月以内のもの）（写し）
 ※令和6年1月1日時点において住所が京都市外の場合、他市町村の発行する納税証明書。（写し）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

4 申告事項

以下のとおり申告します。

(該当する部分にしてください。全ての項目にがある方が申請可能です。)

- みなし大企業ではありません。
- 本申請と同一のデジタル化計画並びに同一経費で、国・府県・市町村等が実施する他の補助金等の交付を受けていません。
- 既に発注・契約済み又は支払い済みの経費は含まれていません。
- 事業の実施及び経費の支払いを令和7年2月14日までに完了します。
- 本事業にて導入した機器の耐用年数内に売却・譲渡・貸付等の処分を行った場合、又はソフトウェアを途中解約して機器だけ単独で残った場合には補助金を返還します。
- 申請者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者(ただし、第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。)ではありません。
- 申請者は、営業に関して必要な許認可等を取得しています。
- 市町村民税等の滞納をしていません。
- 申請者は、令和2年度京都市予算「中小企業等IT利活用支援事業」、又は令和3年度・令和4年度・令和5年度京都市予算「中小企業デジタル化推進事業」の補助金の交付を受けていません。
- 京都市の関係部局との間で、情報が共有されることに同意します。
- 申請者は、デジタル化・DXの成功例、先進事例等の好事例となるようなデジタル化計画を策定するよう努めるとともに、本事業による支援後、支援内容を広く発信されることについて同意し、取材等に協力します。

社名・団体名

代表者(職)・氏名

第2号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

（宛先）京 都 市 長

〒

所 在 地

名 称

代 表 者 役職名

氏 名

電 話

中小企業デジタル化・DX推進事業支援申請書（DX枠）

京都市中小企業デジタル化・DX推進事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者の概要

業 種		創 業 年 月	
資 本 金		従 業 員 数	名（内正社員 名）
所 属 組 合			
事業実施場所 及び担当者	〒 ※事業実施場所は京都市内に限ります。		
	担当者役職・氏名	TEL :	E-Mail :
業 務 内 容			
主要取扱品・ サービス	(%)	(%)	(%)
	(%)	(%)	(%)
年 間 売 上 高	千円 (年 月 ~ 年 月)		
U R L			

(3) 課題の解決に向けたDX推進計画の内容

※本事業において導入するシステム・ITツール、自社の追求すべきビジョン、社内研修など、図や資料を用いて計画内容を具体的に記載すること。

(4) 本事業実施における想定経費

_____ 円

(5) ステークホルダー※の巻き込み戦略

※ DX推進によって影響を受ける社内外の関係者

図や資料を用いて、具体的に記載すること。

(6) DX推進計画の実施スケジュール

(7) DX推進計画の社内プロジェクトチーム推進体制

図や資料を用いて、分かりやすく記載すること。

	(8) DXを実施(達成)した姿、目標値、期待する効果

3 添付書類

- (1) 支援対象者の事業内容がわかるもの(定款、規則、会則、会社パンフレット等)
- (2) 法人等については直近1期分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書)、個人事業者については直近1期分の確定申告書(写し)
- (3) 法人登記事項証明書(発行後3ヵ月以内のもの)(写し)【法人のみ】
- (4) 個人事業の開業・廃業等届出書(税務署受領済の控え)(写し)【個人のみ】
- (5) 直近年度分の京都市民税、固定資産税(土地・建物のみ)及び都市計画税の市税に関する納税証明書(発行後3ヵ月以内のもの)(写し)
※令和6年1月1日時点において住所が京都市外の場合、他市町村の発行する納税証明書。(写し)
- (6) その他市長が必要と認めるもの

4 申告事項

以下のとおり申告します。

(該当する部分にしてください。全ての項目にがある方が申請可能です。)

- みなし大企業ではありません。
- 本申請と同一のD X推進計画並びに同一経費で、国・府県・市町村等が実施する他の補助金等の交付を受けていません。
- 既に発注・契約済み又は支払い済みの経費は含まれていません。
- 事業の実施及び経費の支払いを令和7年2月14日までに完了します。
- 事業の実施期間内にD Xに関する社内研修の実施又は京都市等が主催するD Xの推進を目的としたセミナーを受講します。
- 本事業にて導入した機器の耐用年数内に売却・譲渡・貸付等の処分を行った場合、又はソフトウェアを途中解約して機器だけ単独で残った場合には補助金を返還します。
- 申請者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者(ただし、第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。)ではありません。
- 申請者は、営業に関して必要な許認可等を取得しています。
- 市町村民税等の滞納をしていません。
- 京都市の関係部局との間で、情報が共有されることに同意します。
- 申請者は、デジタル化・D Xの成功例、先進事例等の好事例となるようなD X推進計画を策定するよう努めるとともに、本事業による支援後、支援内容を広く発信されることについて同意し、取材等に協力します。

5 デジタル化枠での再審査について

D X枠の審査において不採択となった場合、デジタル化枠での再審査を希望する場合は、してください。

※ 令和2年度京都市予算「中小企業等IT利活用支援事業」、又は令和3～5年度京都市予算「中小企業デジタル化推進事業」において補助金の交付を受けた者は、再審査の対象外となります。

- デジタル化枠での再審査を希望する。

社名・団体名

代表者(職)・氏名

第3号様式（第6条関係）

京都指令 第 号
令和 年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛

京 都 市 長 印

審査結果通知書

令和 年 月 日付けで提出のありました中小企業デジタル化・DX推進事業申請書について、内容を審査し、下記のとおり決定いたしましたので、京都市中小企業デジタル化・DX推進事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1. 下記の枠において採択となりました。
- | | |
|---|---|
| [| <input type="checkbox"/> デジタル化枠（補助上限金額：100万円、補助率：2/3） |
| | <input type="checkbox"/> DX枠（補助上限金額：200万円、補助率：1/2） |

<支援内容>

専門家派遣及び補助金

<備考>

- ・後日、京都市又は業務委託先より専門家派遣に係る連絡をいたします。
- ・補助金交付決定通知日以前に着手した事業は対象となりません。

2. 不採択となりました

3. 次点候補者となりました

採択を決定した者から辞退等が発生した場合、繰り上げて採択することがあります。採択とする場合のみ、令和6年7月31日までに通知します。

（教示） この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、京都市長に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。

第4号様式（第6条関係）

京都指令 第 号
令和 年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛

京 都 市 長 印

採択通知書（次点候補者用）

令和 年 月 日付けで提出のありました中小企業デジタル化・DX推進事業申請書について、下記のとおり繰り上げて採択することを決定いたしましたので、京都市中小企業デジタル化・DX推進事業実施要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

下記の枠において採択となりました。

- [デジタル化枠（補助上限金額：100万円、補助率：2/3）
 DX枠（補助上限金額：200万円、補助率：1/2）

<支援内容>

専門家派遣及び補助金

<備考>

- ・後日、京都市又は業務委託先より専門家派遣に係る連絡をいたします。
- ・補助金交付決定通知日以前に着手した事業は対象となりません。

第5号様式（第12条関係）

令和 年 月 日

（宛先）京 都 市 長

〒

所 在 地

名 称

代 表 者 役職名

氏 名

電 話

中小企業デジタル化・DX推進事業補助金交付申請書（デジタル化枠）

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、補助金の交付を申請します。

1 事業の内容

別紙1「デジタル化計画書」及び別紙2「収支予算書」のとおり

2 添付書類

- (1) 専門家からの意見書（第7号様式）
- (2) 専門家が作成する、取組内容の全容がわかる構成図等
- (3) 見積書等、経費のわかる書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

デジタル化計画書

1. 事業内容

全体計画	(1) デジタル化推進事業のテーマ（本事業でやりたいことを簡潔に表現する）
	(2) デジタル化の現状・課題
	(3) 課題解決に向けたデジタル化計画の内容及び補助対象取組（事業）の内容

	(4) デジタル化を実施（達成）した姿、目標値、期待する効果
	(5) デジタル化導入後の効果の測定方法
(6) 公的補助金等の活用実績（事業全体の把握をするため過去3年分に加え、申請中、申請予定のものも記入。）	

2 事業実施場所（京都市以外での実施は不可）

3 事業実施（予定）期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

収 支 予 算 書

1. 収支予算書

単位：円

	費用区分	補助対象経費 (税抜き)	総事業費 (税込み)
事業 経費	委託費		
	ハードウェア購入費		
	ソフトウェア購入費		
	賃借料		
	使用料		
	合 計		

2 補助申請額

(補助対象経費計)	円	× 2/3 =	(A)	円
-----------	---	---------	-----	---

補助申請額：(A)又は100万円のうち低い額

※千円未満切捨

(補助申請額)	千円
---------	----

収支予算内訳

補助対象経費一覧

合 計								
品目 No.	品目名 上段：名称・メーカー・型番等 下段：導入目的・利用用途	科目	単価 <u>(税抜き)</u>	数量	補助対象経費 <u>(税抜き)</u>	総事業費 <u>(税込み)</u>		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

第6号様式（第12条関係）

令和 年 月 日

（宛先）京 都 市 長

〒

所 在 地

名 称

代 表 者 役職名

氏 名

電 話

中小企業デジタル化・DX推進事業補助金交付申請書（DX枠）

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、補助金の交付を申請します。

1 事業の内容

別紙1「DX推進計画書」及び別紙2「収支予算書」のとおり

2 添付書類

- (1) 専門家からの意見書（第7号様式）
- (2) 専門家が作成する、取組内容の全容がわかる構成図等
- (3) 見積書等、経費のわかる書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(3) 課題の解決に向けたDX推進計画の内容

※本事業において導入するシステム・ITツール、自社の追求すべきビジョン、社内研修など、図や資料を用いて計画内容を具体的に記載すること。

(5) ステークホルダー※の巻き込み戦略

※ DX推進によって影響を受ける社内外の関係者

図や資料を用いて、具体的に記載すること。

(6) DX推進計画の実施スケジュール

(7) DX推進計画の社内プロジェクトチーム推進体制

図や資料を用いて、分かりやすく記載すること。

	(8) DXを実施（達成）した姿、目標値、期待する効果
	(5) DX導入後の効果の測定方法
(6) 公的補助金等の活用実績（事業全体の把握をするため過去3年分に加え、申請中、申請予定のものも記入。）	

2 事業実施場所（京都市以外での実施は不可）

3 事業実施（予定）期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

収 支 予 算 書

1. 収支予算書

単位：円

	費用区分	補助対象経費 (税抜き)	総事業費 (税込み)
事業 経費	委託費		
	ハードウェア購入費		
	ソフトウェア購入費		
	賃借料		
	使用料		
	合 計		

2 補助申請額

(補助対象経費計)	円	× 1/2 =	(A)	円
-----------	---	---------	-----	---

補助申請額：(A)又は200万円のうち低い額

※千円未満切捨

(補助申請額)	千円
---------	----

収支予算内訳

補助対象経費一覧

合 計						
品目 No.	品目名 上段：名称・メーカー・型番等 下段：導入目的・利用用途	科目	単価 <u>(税抜き)</u>	数量	補助対象経費 <u>(税抜き)</u>	総事業費 <u>(税込み)</u>
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

専門家からの意見書

申請者の氏名又は 名称及び代表者の氏名	
訪問日	第1回： 月 日 第4回： 月 日 第2回： 月 日 第5回： 月 日 第3回： 月 日
事業実施場所	
1. 当初のデジタル化又はDX推進計画の内容	
2. 協議・検討したデジタル化又はDX推進計画の内容	
3. 専門家としての意見	
4. その他（事業を実施する上での留意点等があれば記載してください。）	

上記の内容が適当であることを申し添えます。

所属・部署名称	
担当者氏名	

第8号様式（第13条関係）

京都指令 第 号
令和 年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛

京 都 市 長 印

中小企業デジタル化・DX推進事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました中小企業デジタル化・DX推進事業補助金について、内容を審査し、下記のとおり交付することに決定しましたので、京都市中小企業デジタル化・DX推進事業実施要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

交付決定金額 金 円

第9号様式（第13条関係）

京都指令 第 号
令和 年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛

京 都 市 長 印

中小企業デジタル化・DX推進事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました中小企業デジタル化・DX推進事業補助金について、内容を審査し、不交付とすることに決定しましたので、中小企業デジタル化・DX推進事業実施要綱第13条第2項の規定により通知します。

（教示） この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、京都市長に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。

第10号様式（第15条関係）

令和 年 月 日

（宛先）京 都 市 長

〒

所 在 地

名 称

代 表 者 役職名

氏 名

電 話

中小企業デジタル化・DX推進事業補助金変更等（変更・中止・廃止）

承認申請書

令和 年 月 日付け京都指令第 号で交付決定のありました中小企業デジタル化・

変更

DX推進事業補助金について、下記のとおり事業内容を 中止 するため、京都市補助金等の

廃止

交付等に関する条例第11条第1項第1号及び第2号の規定により申請します。

記

1 変更等（変更・中止・廃止）の内容

2 変更等（変更・中止・廃止）を必要とする理由

第11号様式（第15条関係）

京都指令 第 号
令和 年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛

京 都 市 長 印

中小企業デジタル化・DX推進事業補助金変更等承認（不承認）通知書

令和 年 月 日付けで変更等承認申請のありました中小企業デジタル化・DX推進事業補助金について、承認（不承認）することに決定しましたので、中小企業デジタル化・DX推進事業実施要綱第15条第3項の規定により通知します。

（不承認の場合）

（教示） この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、京都市長に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。

第12号様式（第17条関係）

令和 年 月 日

（宛先）京 都 市 長

〒

所 在 地

名 称

代 表 者 役職名

氏 名

電 話

中小企業デジタル化・DX推進事業補助金実績報告書（デジタル化枠）

令和 年 月 日付け京都指令第 号で交付決定のありました中小企業デジタル化・DX推進事業補助金について、別紙のとおり事業を実施しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第17条の規定により報告します。

【別紙】

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金額 金 円
- 3 事業期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 4 事業の実績及び収支決算書
別紙1、別紙2のとおり
- 5 添付資料
 - (1) 事業を着手したことが確認できる書類（発注書、契約書等）の写し
 - (2) 経費の支払いを確認できる書類（請求書、領収書、振込書等）の写し
 - (3) 事業の実施内容及び成果物を確認できる書類・写真等
 - (4) その他市長が必要と認めるもの

1. 事業の実績

実施した内容及び今後の展望	
---------------	--

別紙2

2. 収支決算書

単位：円

事業経費	費用区分	補助対象経費 (税抜き)	総事業費 (税込み)
	委託費		
	ハードウェア購入費		
	ソフトウェア購入費		
	賃借料		
	使用料		
	合計		

3. 補助金額

(補助対象経費)	円	×	2 / 3	=	(A)	円
----------	---	---	-------	---	-----	---

補助金額：(A)又は100万円のうち低い額

※千円未満切捨

(補助金額)	千円
--------	----

収支決算内訳

補助対象経費一覧

合 計						
品目 No.	品目名 上段：名称・メーカー・型番等 下段：導入目的・利用用途	科目	単価 <u>(税抜き)</u>	数量	補助対象経費 <u>(税抜き)</u>	総事業費 <u>(税込み)</u>
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

第13号様式（第17条関係）

令和 年 月 日

（宛先）京 都 市 長

〒

所 在 地

名 称

代 表 者 役職名

氏 名

電 話

中小企業デジタル化・DX推進事業補助金実績報告書（DX枠）

令和 年 月 日付け京都指令第 号で交付決定のありました中小企業デジタル化・DX推進事業補助金について、別紙のとおり事業を実施しましたので、京都市中小企業デジタル化・DX推進事業実施要綱第17条の規定により報告します。

【別紙】

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金額 金 円
- 3 事業期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 4 事業の実績及び収支決算書
別紙1、別紙2のとおり
- 5 添付資料
 - (1) 事業を着手したことが確認できる書類（発注書、契約書等）の写し
 - (2) 経費の支払いを確認できる書類（請求書、領収書、振込書等）の写し
 - (3) 事業の実施内容及び成果物を確認できる書類・写真等
 - (4) その他市長が必要と認めるもの

1. 事業の実績

実施した内容及び今後の展望	※実施したDXに関する社内研修又は参加した京都市等が主催するDXの推進を目的としたセミナーを記載すること。
---------------	---

2. 収支決算書

単位：円

事業経費	費用区分	補助対象経費 (税抜き)	総事業費 (税込み)
	委託費		
	ハードウェア購入費		
	ソフトウェア購入費		
	賃借料		
	使用料		
	合計		

3. 補助金額

$$\boxed{\text{(補助対象経費)}} \text{円} \times 1/2 = \boxed{\text{(A)}} \text{円}$$

補助金額：(A)又は200万円のうち低い額

※千円未満切捨

(補助金額) 千円

収支決算内訳

補助対象経費一覧

合 計						
品目 No.	品目名 上段：名称・メーカー・型番等 下段：導入目的・利用用途	科目	単価 <u>(税抜き)</u>	数量	補助対象経費 <u>(税抜き)</u>	総事業費 <u>(税込み)</u>
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

第14号様式（第18条関係）

京都指令 第 号
令和 年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛

京 都 市 長 印

中小企業デジタル化・DX推進事業補助金の額の確定通知書

京都市中小企業デジタル化・DX推進事業実施要綱第18条の規定により、下記のとおり補助金交付額を確定しましたので通知します。

記

1 補助金交付確定額 金 円

2 備 考 速やかに請求書を提出してください。

（教示） この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、京都市長に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。

概算払請求書

交付決定金額 ※交付決定通知書に記載	今回請求額 ※交付決定金額の1/2	残額 ※交付決定金額の1/2
円	円	円

金額			百	十	万	千	百	十	円
							0	0	0

ただし、「中小企業デジタル化・DX推進事業補助金」として

上記の金額を請求します。

令和 年 月 日

(宛先) 京都市長

請求者

所在地
名称（法人名）
代表者 役職名
氏名

本書の金額は、下記口座に振込願います

口座開設場所 及び預金種別	銀行 信用金庫	支店	普通 当座	第 号
口座名義	(フリガナ)			

請 求 書

交付確定金額 ※補助金の額の確定通知書 に記載	交付済額 ※概算払を受けた場合 に記載	今回請求額 ※交付確定金額から交付済額 を減じた金額を記載
円	円	円

金 額			百	十	万	千	百	十	円
							0	0	0

ただし、「中小企業デジタル化・DX推進事業補助金」として

上記の金額を請求します。

令和 年 月 日

(宛先)京都市長

請 求 者

所 在 地
名 称（法人名）
代 表 者 役 職 名
氏 名

本書の金額は、下記口座に振込願います

口座開設場所 及び預金種別	銀 行 信用金庫	支 店	普 通 当 座	第 号
口 座 名 義	(フリガナ)			

第17号様式（第22条関係）

令和 年 月 日

（宛先）京 都 市 長

〒

所 在 地

名 称

代 表 者 役職名

氏 名

電 話

取得財産等処分承認申請書

令和 年 月 日付け京都指令第 号で補助金の額の確定通知を受けた中小企業デジタル化・DX推進事業により取得した財産を処分するため、京都市中小企業デジタル化・DX推進事業実施要綱第22条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 取得財産の種類

2 取得年月日 令和 年 月 日

3 取得価格及び時価（税込、単位：円）

4 処分の理由

5 添付書類